

第59号議案 令和4年度 長崎市一般会計補正予算（第3号）

< 目 次 >

2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費

1 運営事業者選定審査会費

1 新市庁舎食堂・売店; . . . . . P 1

12款 公債費 1項 公債費 1目 元金 . . . . . P 10

企 画 財 政 部

令 和 4 年 6 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	1 総務管理費	7 企画費	1-1	運営事業者選定審査会費 新市庁舎食堂・売店	千円 244

### 1 概要

新市庁舎において、来庁者及び職員の利便性向上を図るため、食堂及び売店の設置を予定している。

運営事業者の選定については、公募型プロポーザル方式で行うこととし、専門的見地から評価基準の策定及び審査を行うため、学識経験者や産業関係団体、消費者関係団体などの外部の委員を構成員とした「運営事業者の選定に係る審査会」を設置し、運営事業候補者の特定を行うもの。

### 2 事業内容

#### (1) 審査会の担当事務

新市庁舎に設置する食堂及び売店の運営事業者の選定に必要な事項の審査に関すること。

#### (2) 組織

長崎市附属機関に関する条例第2条、第3条及び長崎市類型の附属機関に係る審査会規則第3条、第4条の規定に基づき審査会委員を設置する。

##### ア 食堂

- ・人数 5名（会長1名、委員4名）
- ・委員構成 学識経験者（経営の視点）、学識経験者（健康・食事・栄養の視点）、経営・財務の専門的知識を有する者、産業関係団体、消費者関係団体

##### イ 売店

- ・人数 5名（会長1名、委員4名）
- ・委員構成 学識経験者（経営の視点）、学識経験者（食品衛生・品質管理の視点）、経営・財務の専門的知識を有する者、産業関係団体、消費者関係団体

#### (3) 開催回数（予定）

各3回（評価基準の策定、提案書ヒアリング、運営事業候補者の特定）

#### (4) 業務開始までのスケジュール（予定）

令和4年7月中旬	評価基準の策定	（第1回審査会）
令和4年7月下旬	公告（公募型プロポーザル方式）	
令和4年9月上旬	提案書ヒアリング	（第2回審査会）
令和4年9月中旬	運営事業候補者の特定	（第3回審査会）
令和4年9月下旬	使用許可（行政財産の目的外使用）	
令和5年1月	運営開始	（予定）

### 3 予算内訳

ア 報酬	241千円
イ 茶菓費	3千円

### 4 財源内訳

総事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
千円 244	千円 -	千円 -	千円 -	千円 244

## 【参考1：審査会の委員構成】

### (1) 食堂

区分	人数	審議に必要な視点、分野、立場
学識経験のある者	2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営に関する視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営やマーケティング等に関する専門的知識を有し、市場分析や経営戦略等について専門的な意見を期待できるもの</li> </ul> </li> <li>○健康と食事、栄養に関する視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康や栄養等に関する専門的知識を有しており、一般の方から高齢者までの様々な年齢層の健康を考えた食事や栄養について専門的な意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
経営又は財務に関する専門的知識を有する者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営や財務に関する視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務及び会計、経営に関する専門的知識を有しており、経営の実現可能性や財務状況の安定性について専門的な意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
産業関係団体を代表する者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営者としての視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎市内で事業を行っている経営者としての知識経験から、地域の特性等を踏まえた事業の実現可能性に関する意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
消費者関係団体を代表する者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者としての視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の視点から、食品・商品の安全、施設サービス等に関する意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
	5人	

### (2) 売店

区分	人数	審議に必要な視点、分野、立場
学識経験のある者	2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営に関する視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営やマーケティング等に関する専門的知識を有し、市場分析や経営戦略等について専門的な意見を期待できるもの</li> </ul> </li> <li>○食品衛生、品質管理に関する視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生管理に関する専門的知識を有し、食品の衛生管理、品質管理について専門的な意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
経営又は財務に関する専門的知識を有する者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営や財務に関する視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務及び会計、経営に関する専門的知識を有しており、経営の実現可能性や財務状況の安定性について専門的な意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
産業関係団体を代表する者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営者としての視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎市内で事業を行っている経営者としての知識経験から、地域の特性等を踏まえた事業の実現可能性に関する意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
消費者関係団体を代表する者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者としての視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の視点から、食品・商品の安全、施設サービス等に関する意見が期待できるもの</li> </ul> </li> </ul>
	5人	

## 【参考2：主な審査項目】

### (1) 食堂

審査項目は、「運営事業者選定審査会」において決定する。

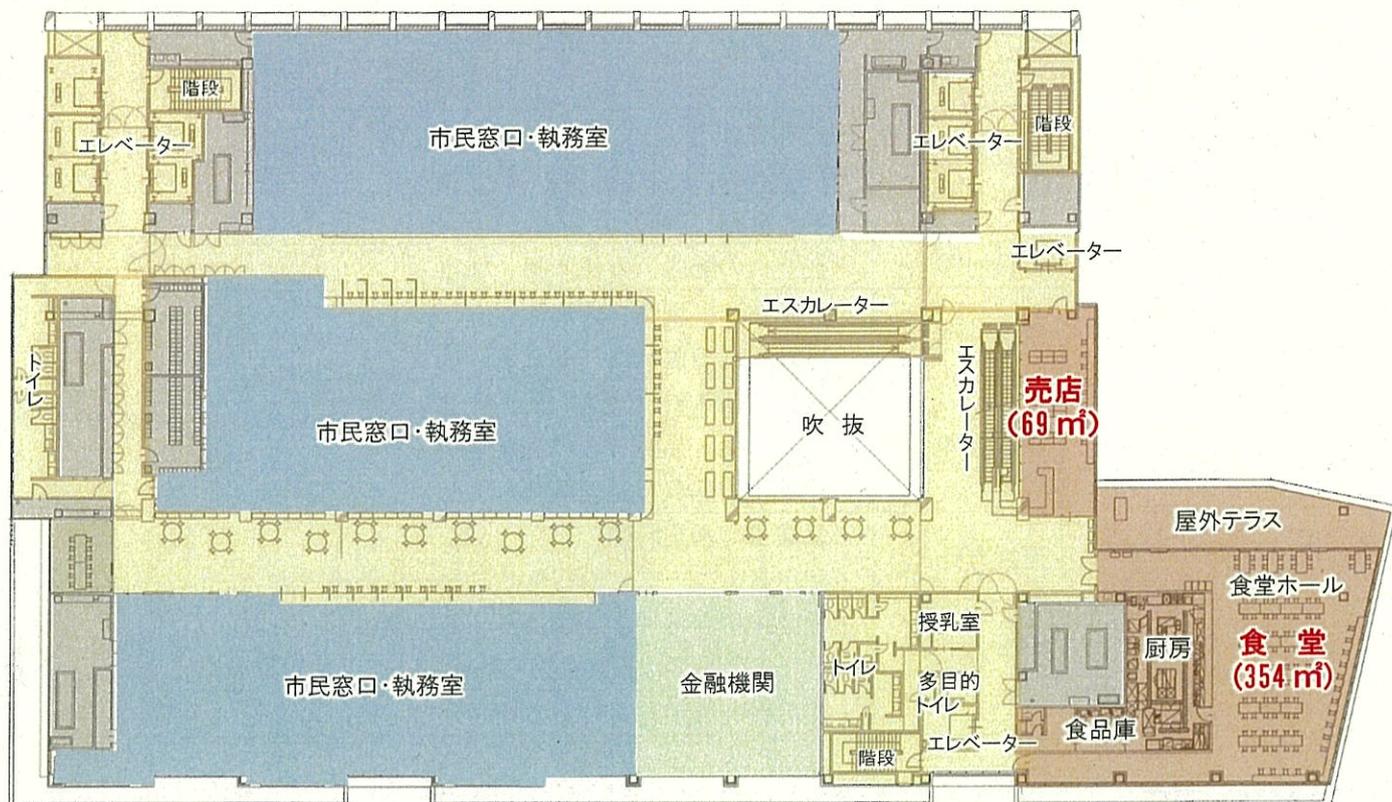
評価項目		評価の視点
大項目	中項目	
事業計画	施設の設置 目的と計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・事業計画</li> <li>・動線計画 など</li> </ul>
管理体制	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の配置、責任体制 など</li> </ul>
	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画性、実現性、継続性</li> <li>・財務状況の健全性 など</li> </ul>
	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材の仕入れ（物流）及び管理システム</li> <li>・食品衛生・品質管理の管理体制</li> <li>・廃棄物の回収・処理体制 など</li> </ul>
提案内容	運営方針と サービスの 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日、営業時間</li> <li>・利用者のニーズに沿ったメニューや価格設定</li> <li>・地産地消を推進するメニューの提供</li> <li>・屋上広場における飲食物の販売スペースの運営 など</li> </ul>
参考見積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の算定に用いる100分の5に加える率</li> </ul>

### (2) 売店

審査項目は、「運営事業者選定審査会」において決定する。

評価項目		評価の視点
大項目	中項目	
事業計画	施設の設置 目的と計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・事業計画</li> <li>・動線計画 など</li> </ul>
管理体制	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の配置、責任体制 など</li> </ul>
	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画性、実現性、継続性</li> <li>・財務状況の健全性 など</li> </ul>
	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の仕入れ（物流）及び管理システム</li> <li>・食品衛生・品質管理の管理体制</li> <li>・廃棄物の回収・処理体制 など</li> </ul>
提案内容	運営方針と サービスの 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日、営業時間</li> <li>・利用者のニーズに沿った品揃え</li> <li>・地域経済への貢献</li> <li>・授産施設への貢献</li> <li>・行政サービスの提供</li> <li>・来庁者の利便性に関するサービスの提供</li> <li>・職員の福利厚生に関するサービスの提供</li> <li>・屋上広場における飲食物の販売スペースの運営 など</li> </ul>

【参考3：平面図（3階）】



3階 平面図

## 【参考4：公募要件(食堂)の概要】

### 1 行政財産の許可

#### (1) 使用許可

地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可

#### (2) 許可期間

許可期間は、1年以内。5年間を限度に1年単位で更新することができる。

### 2 使用許可の相手方の選定

#### (1) 選定方法

公募型プロポーザルとする。なお、選定審査は、学識者及び関係団体等による外部の選定審査委員会にて行う。

#### (2) 応募資格

以下のいずれかの要件を満たす者

- ① 市内で飲食店や社員食堂、給食センター等の5年以上の運営実績を有する法人又は市内に住民票上の住所を有する個人
- ② ①以外の事業者がフランチャイズ契約に基づき①の事業者運営を任せる場合は応募できる。
- ③ ①の事業者が他の事業者との業務提携を活用して運営を行うことも可能とするが、①の事業者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要。

### 3 使用許可の内容

#### (1) 営業日、営業時間

平日の11時から15時までを必須条件とし、それ以外の時間は開庁日の営業可能時間の範囲で公募の提案とする。なお、営業可能時間は、平日、休日ともに7時30分から21時30分までとする。また、営業時間外(但し、営業可能時間内)の貸切営業も可能とする。

#### (2) 許可範囲

##### ア 食堂

許可範囲は、厨房、食品庫、事務室兼更衣室、事業者用トイレ、食品サンプル設置スペース(以下、「厨房等」という。)、及び食堂ホール、テラス(以下「飲食スペース」という。)とし、面積は354㎡とする。なお、弁当販売を行う場合は、許可範囲内で行うこととする。

##### イ 屋上広場

公募の提案により、軽食等の販売スペースを設置できるものとし、機材等の設置範囲を許可範囲(4㎡以内)とする。なお、販売スペース以外は許可範囲外とし、誰でも利用可能な共有スペースとする。

長崎県「仮設営業及び臨時営業に関する取扱い要綱」により、営業許可は10日間を限度とする。許可申請について、利用希望月の3か月前までは優先的に行えることとし、3か月前以降は他の事業者の許可申請も可能とする。

#### (3) 使用料

##### ア 食堂

使用料は、食堂(弁当販売を含む)の売上実績額(消費税及び地方消費税を含む)に5%を下回らない範囲内で公募の提案により決定した「率」を乗じて得た額とする。

##### イ 厨房機器

厨房機器の使用料は、上記の「ア 食堂」の使用料に含める。なお、機器の点検及び修繕は事業者が行い、大規模な修繕及び機器の交換は市が行う。

また、事業者が厨房の改装及び新たな厨房機器の設置する場合は、事業者の負担とする。

##### ウ 飲食スペースのテーブル、椅子等

飲食スペースのテーブル、椅子等の使用料は、上記の「ア 食堂」の使用料に含める。なお、

点検は事業者が行い、修繕及び交換は市が行う。

## エ 屋上広場

使用料は、長崎市行政財産使用料条例の規定に従い、許可範囲で使用する土地及び建物の評価額より算定した日割り額に営業した日数を乗じて得た額とする。

### (4) 清掃等

使用許可の範囲の清掃、害虫駆除及び衛生管理は、事業者の負担で行う。なお、食堂ホールの床の定期清掃(ワックス塗布)は、市が行う。

屋上広場の許可日(又は営業日)は、販売した商品の飲食スペースとして屋上広場を使用することになるため、屋上広場内に食べこぼし、容器等がある場合は事業者の負担で清掃する。

### (5) 経費の負担

次の経費は事業者の負担とする。

- ・使用許可を受けた範囲に係る光熱水費
- ・ごみ・廃棄物処理費、清掃・衛生管理費
- ・厨房で使用する調理器具及び食事を提供するための食器類
- ・市が設置した厨房機器の点検及び修繕に係る費用
- ・事業者が設置する厨房機器に係る設置費及び維持管理費
- ・事業者が設置する電話等の通信機器の設置費及び維持管理費、通信費

## 4 主な審査項目(案)

審査項目は、「運営事業者選定審査会」において決定する。

評価項目		評価の視点
大項目	中項目	
事業計画	施設の設置 目的と計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・事業計画</li> <li>・動線計画 など</li> </ul>
管理体制	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の配置、責任体制 など</li> </ul>
	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画性、実現性、継続性</li> <li>・財務状況の健全性 など</li> </ul>
	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材の仕入れ(物流)及び管理システム</li> <li>・食品衛生・品質管理の管理体制</li> <li>・廃棄物の回収・処理体制 など</li> </ul>
提案内容	運営方針と サービスの 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日、営業時間</li> <li>・利用者のニーズに沿ったメニューや価格設定</li> <li>・地産地消を推進するメニューの提供</li> <li>・屋上広場における飲食物の販売スペースの運営 など</li> </ul>
参考見積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の算定に用いる100分の5に加える率</li> </ul>

## 【参考5：公募要件(売店)の概要】

### 1 行政財産の許可

#### (1) 使用許可

地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可

#### (2) 許可期間

許可期間は、1年以内。5年間を限度に1年単位で更新することができる。

### 2 使用許可の相手方の選定

#### (1) 選定方法

公募型プロポーザルとする。なお、選定審査は、学識者及び関係団体等による外部の選定審査委員会にて行う。

#### (2) 応募資格

以下のいずれかの要件を満たす者

- ① 市内で飲食料品を取り扱っている小売店舗の5年以上の運営実績を有する法人又は市内に住民票上の住所を有する個人
- ② ①以外の事業者がフランチャイズ契約に基づき①の事業者運営を任せる場合は応募できる。
- ③ ①の事業者が他の事業者との業務提携を活用して運営を行うことも可能とするが、①の事業者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要。

### 3 使用許可の内容

#### (1) 営業日、営業時間

平日の8時15分から18時までを必須条件とし、それ以外の時間は開庁日の営業可能時間の範囲で事業者からの提案とする。営業可能時間は、平日、休日ともに7時30分から21時30分までとする。

#### (2) 許可範囲

##### ア 売店

許可範囲は、売店部分の全ての範囲とし、面積は69㎡とする。ただし、提案によりコピー機を店舗外に設置する場合は、別途許可範囲に含める。

##### イ 屋上広場

公募の提案により、軽食等の販売スペースを設置できるものとし、機材等の設置範囲を許可範囲(4㎡以内)とする。なお、販売スペース以外は許可範囲外とし、誰でも利用可能な共有スペースとする。

長崎県「仮設営業及び臨時営業に関する取扱い要綱」により、営業許可は10日間を限度とする。許可申請について、利用希望月の3か月前までは優先的に行えることとし、3か月前以降は他の事業者の許可申請も可能とする。

#### (3) 使用料

##### ア 売店

使用料は、長崎市行政財産使用料条例の規定に従い、許可範囲で使用する土地及び建物の評価額より算定した年間227万円(毎年更新)とする。

##### イ 屋上広場

使用料は、長崎市行政財産使用料条例の規定に従い、許可範囲で使用する土地及び建物の評価額より算定した日割り額に営業した日数を乗じて得た額とする。

#### (4) 清掃等

使用許可の範囲の清掃、害虫駆除及び衛生管理は、事業者の負担で行う。

#### (5) 経費の負担

次の経費は事業者の負担とする。

- ・使用許可を受けた範囲に係る光熱水費
- ・ごみ・廃棄物処理費、清掃・衛生管理費
- ・事業者が設置する電話等の通信機器の設置費及び維持管理費、通信費
- ・トイレ等の共有部分に係る上下水道料金(許可物件の従業員数の案分)

#### 4 主な審査項目(案)

##### (1) 販売品

区分	取扱商品及びサービスの名称	
必須	販売品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米飯類(弁当、おにぎり等)、パン類、菓子類、インスタント食品、飲料</li> <li>・文具、日用品(ティッシュペーパー、生理用品、歯磨き類等)</li> <li>・キッチン関連商品(紙コップ、台所用洗剤、ゴミ袋等)</li> <li>・収入印紙</li> <li>・切手、はがき</li> </ul>
	サービス品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機(FAX機能付き)</li> <li>※店舗外のエスカレーター下も設置可能(別途使用許可対象)</li> </ul>
	禁止品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール類(長崎市の特産品等で市が特に認めたものは除く。)</li> <li>・公序良俗に反する商品</li> </ul>
提案	販売品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎市の授産施設製品</li> <li>・長崎市の特産品や地産地消の商品</li> <li>・長崎市の干行物や市オリジナル商品</li> <li>・書籍 など</li> </ul>
	サービス品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済(電子マネー決済、QRコード決済等)</li> <li>・行政サービス(公共料金支払い、証明書交付等)</li> <li>・来庁者の利便性に関するサービス(チケット販売、宅配便等)</li> <li>・職員の福利厚生に関するサービス(旅行パック取次、公務員賠償責任保険、自動車共済保険等)</li> <li>・証明書用写真機、ATMの設置 など</li> </ul>

##### (2) 主な審査項目(案)

審査項目は、「運営事業者選定審査会」において決定する。

評価項目		評価の視点
大項目	中項目	
事業計画	施設の設置目的と計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・事業計画</li> <li>・動線計画 など</li> </ul>
管理体制	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の配置、責任体制 など</li> </ul>
	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画性、実現性、継続性</li> <li>・財務状況の健全性 など</li> </ul>
	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の仕入れ(物流)及び管理システム</li> <li>・食品衛生・品質管理の管理体制</li> <li>・廃棄物の回収・処理体制 など</li> </ul>
提案内容	運営方針とサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日、営業時間</li> <li>・利用者のニーズに沿った品揃え</li> <li>・地域経済への貢献</li> <li>・授産施設への貢献</li> <li>・行政サービスの提供</li> <li>・来庁者の利便性に関するサービスの提供</li> <li>・職員の福利厚生に関するサービスの提供</li> <li>・屋上広場における飲食物の販売スペースの運営 など</li> </ul>

## 【参考6：長崎市附属機関に関する条例】

(設置)

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる類型の附属機関を設置する。

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

別表第2（第2条関係）

附属機関の類型	担当事務	設置期間
受注者の選定に係る審査会	本市が発注する業務に係る受注者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	設置の日から執行機関等が対象を決定する日まで
指定管理者の候補者の選定に係る審査会	本市の公の施設の指定管理者の候補者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
指定の相手方の選定に係る審査会	本市が法令等の規定に基づき行う指定（別に定めるものに限る。）の相手方の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
財産の貸付け等の相手方の選定に係る審査会	本市の財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与する場合等の相手方の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
補助金等の交付対象事業等の選定に係る審査会	本市が交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付対象事業等の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
名称の選定に係る審査会	本市が付ける名称の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	1 2 公債費	1 公債費	1 元金		公 債 費 元 金	千円 3, 1 0 0

## 1 概要

【補助】海岸災害復旧費 現年度災害分に係る現年発生補助災害復旧事業債及び【補助】世界遺産保存整備事業費 「明治日本の産業革命遺産」に係る一般補助施設整備等事業債の令和3年度分の市債借入について、借入額に超過額が発生したため、繰上償還を行うもの。

## 2 繰上償還について

項目	区分1（事業①②）	区分2（事業③）	合計
(1) 対象事業	【補助】海岸災害復旧費 現年度災害分	【補助】世界遺産保存整備事業費 「明治日本の産業革命遺産」	
(2) 資金種別	財 政 融 資 資 金		
(3) 借入年月日	令和4年3月25日		
(4) 借入額	18,800,000円	5,600,000円	24,400,000円
(5) 繰上償還額 (借入超過額)	2,300,000円	800,000円	3,100,000円
(6) 理由	区分1、区分2共通： 令和4年3月借入に係る事業実施状況等調書の提出にあたり、当該調書を事業実績（決算額）に基づいて作成すべきところを予算額のまま作成し借り入れを行っていたため。〔別紙1-①～③〕		
(7) 償還方法	一 部 繰 上 償 還		
(8) 償還予定日	令和4年9月26日		
(9) 加算金 ※	32,641円	11,353円	43,994円

※ 2款1項23目諸費から支出予定

※ 加算金の率：財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率（3%）から当該償還すべき額の利率（0.2%）を控除した率

## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3, 1 0 0	—	—	—	—	3, 1 0 0

#### 4 事業費の財源内訳表

##### 【補助】海岸災害復旧事業費（現年度災害分）

###### ① 端島防波護岸基礎災害復旧工事

（単位：円）

予算額	決算額	区分	補助対象経費	財源			補助対象外経費	不用額
				補助額 補助対象経費 ×80%	起債 ※1 100%	一般財源		
24,000,000	23,190,200	現在の借入額 （予算額）	24,000,000	19,200,000	4,800,000	0	0	0
		本来借入れすべき額 （決算額）	22,247,500	17,520,000	4,700,000	27,500	942,700	809,800

※1：補助災害復旧事業債（現年） 充当率100%（交付税措置率95%）

借入超過額	100,000	A
-------	---------	---

###### ② 端島海岸海岸災害復旧工事

（単位：円）

予算額	決算額	区分	補助対象経費	財源			補助対象外経費	不用額
				補助額 補助対象経費 ×80%	起債 ※2 100%	一般財源		
70,000,000	60,969,700	現在の借入額 （予算額）	70,000,000	56,000,000	14,000,000	0	0	0
		本来借入れすべき額 （決算額）	59,041,400	47,233,000	11,800,000	8,400	1,928,300	9,030,300

※2：補助災害復旧事業債（現年） 充当率100%（交付税措置率95%）

借入超過額	2,200,000	B
-------	-----------	---

計	2,300,000	C=A+B
---	-----------	-------

##### 【補助】世界遺産保存整備事業費（「明治日本の産業革命遺産」）

###### ③ 端島炭坑跡瓦礫移設工事

（単位：円）

予算額	決算額	区分	補助対象経費	財源				不用額
				国庫補助額 補助対象経費 ×50%	県補助額 （補助対象経費 -国庫補助額） ×40%	起債 ※3 90%	一般財源	
21,000,000	17,868,400	現在の借入額 （予算額）	21,000,000	10,500,000	4,200,000	5,600,000	700,000	0
		本来借入れすべき額 （決算額）	17,868,400	8,934,000	3,573,000	4,800,000	561,400	3,131,600

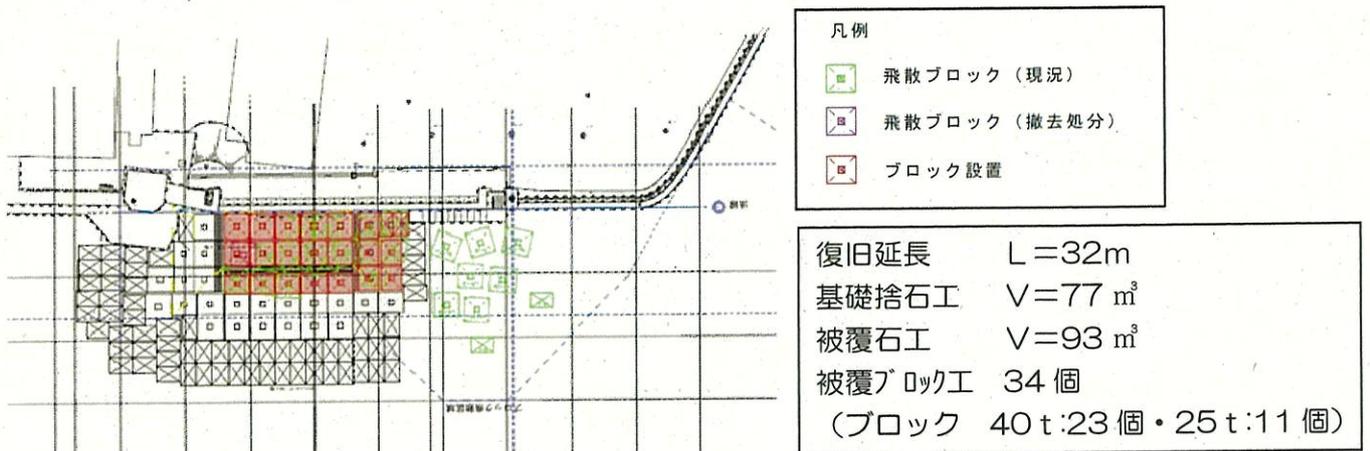
※3：一般補助施設整備等事業債 充当率90%（交付税措置率30%）

借入超過額	800,000	D
-------	---------	---

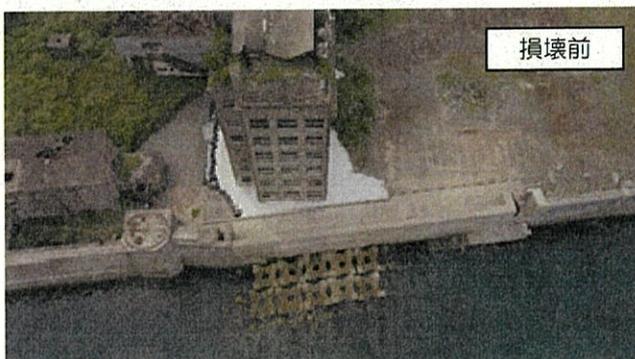
合計	3,100,000	C+D
----	-----------	-----

事業① 端島防波護岸基礎災害復旧工事【R2→R3年度 繰越事業】

- 1 概要 R2年9月の台風10号により、端島小中学校横の端島防護護岸の被覆ブロック（根固めブロック）34個が南側に流出したことから、基礎捨石、被覆石、被覆ブロックを復旧した。
- 2 契約額 23,190,200円
  - ・R2年度支出：7,700,000円（前払金）
  - ・R3年度支出：15,490,200円
- 3 契約期間 令和2年11月26日～令和3年5月31日
  - ・完成検査 令和3年5月26日
- 4 復旧箇所



工事箇所



事業② 端島海岸海岸災害復旧工事【R2→R3年度 繰越事業】

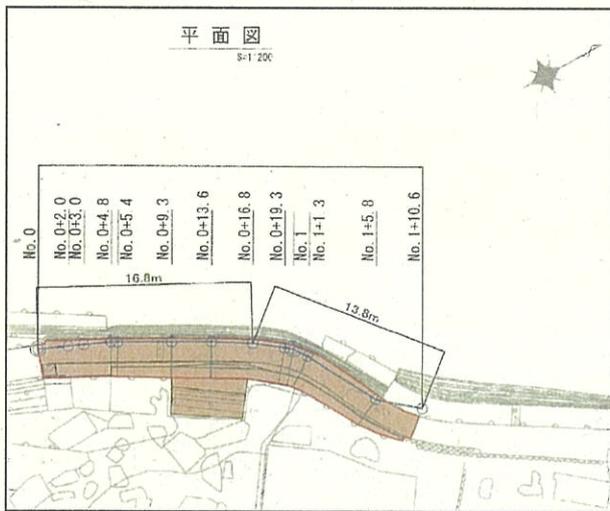
1 概要 令和2年9月2日に本市へ最接近した台風9号の影響により被災した端島西側護岸を原形復旧した。

2 契約額 60,969,700円

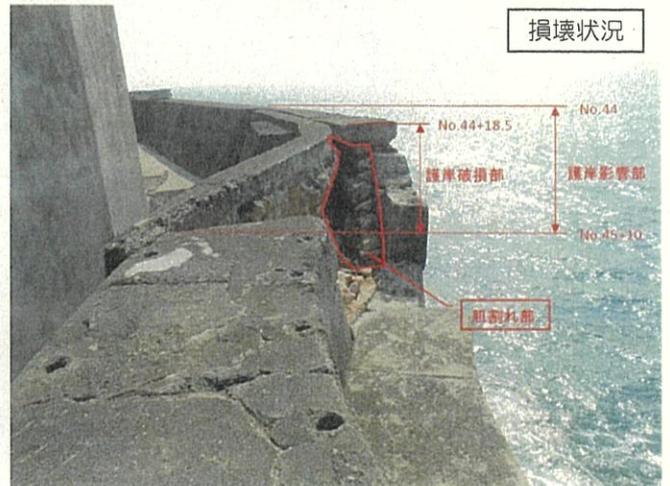
3 契約期間 令和3年7月14日～令和4年2月28日

・完成検査 令和4年2月24日

4 復旧箇所



復旧延長	L=30.6m
護岸天端	W=2.9~3.0m
構造物取壊工	V=138 m <sup>3</sup>
場所打コンクリート工	V=377 m <sup>3</sup>

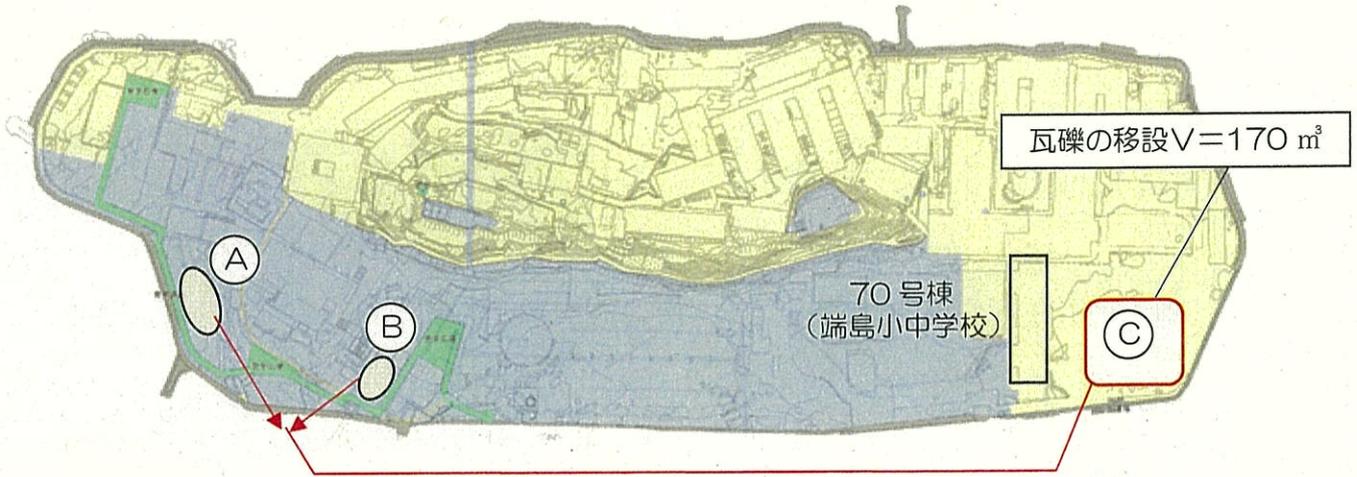


事業③ 端島炭坑跡瓦礫移設工事 【R2→R3年度 繰越事業】

1 概要 台風による史跡内構造物への被害を軽減するため、R2年度に端島見学通路周辺のコンクリート片や石（以下「瓦礫」という。）を、越波や風の影響の少ない場所へ移設するとともに、一部の瓦礫についてはまとめてネットで被覆する対策工事を実施していたが、令和2年9月2日に長崎市へ最接近した台風9号の影響により、工事目的物が被災した。  
そのため、令和3年度は対策工法を見直し、瓦礫を端島北側の端島小中学校グラウンド周辺に移設した。

- 2 契約額 17,868,400円
- 3 契約期間 令和3年5月12日～令和3年9月21日  
・完成検査 令和3年8月11日

4 施工場所



【移設元】

【移設先】

